

# 評価 ロードマップ

3歳から21歳のお子さまを持つ家族向け

 - これらのアイコンをクリックすると、追加情報が表示されます。



## 介入 vs 評価依頼

教育機関は、すべての困難を抱える生徒を助けるために指導を調整することが求められています。評価依頼は介入とは異なります。

1

## お子さまの学習について 心配なことがある場合

お子さまの担任の先生、または教育機関の特別支援教育責任者に相談してください。



2

## 評価の依頼

特別支援教育の評価はいつでも依頼することができます。



3

## 教育機関が障害を疑っていない

一般教育を続ける ...

または、このリンクからオハイオ州教育・労働省 (Ohio Department of Education and Workforce (ODEW)) を通じて紛争解決の方法を追求します。



## 障害が疑われる場合 評価の同意



4

5

## 評価手順

保護者を含む有資格者からなるチームが集まり、懸念されるすべての分野の評価を計画します。



60日



## 初回評価チーム 報告書完成

保護者を含むチームが集まり、結果を検討します。



6

7

## 適格性の判定



30日

## 適格性審査チームが子どもを対象外と判断

一般教育を続ける



## 初回IEP策定

保護者を含むチームが、子どもに適格性があると判断した場合、IEPが策定されます。



8

9

## 初回IEPの実施

教育機関は、生徒のIEPに含まれるサービスを提供する必要があります。



# 評価 ロードマップ



## 1. お子様の学習に不安がある

お子さまの学習、発達、機能に関して心配なことがある場合、教育機関\*の特別支援教育責任者に相談することができます。この担当者は通常、あなたのお子様の校舎ではなく、学区レベルで働いています。この人物が誰なのか分からない場合は、理事会事務局に連絡して名前と連絡先を聞くことができます。また、校長先生や先生に相談することもできます。

就学前児童(3~5歳)については、機能的、発達の、および／または学業上の準備に遅れがないかどうかを確認する最初のステップとして、保護者が居住する学区に問い合わせることも必要となります。ほとんどの学区の連絡先は、学区のウェブサイトに掲載されています。

\*「教育機関」とは：

- 学区(サービス学区、オープン・エンロールメント学区、コミュニティ・スクール、オハイオ州青少年サービス局、合同職業学区を含む)；
- 少年司法施設、教育サービスセンター、郡発達障害委員会；および
- 学校区や発達障害支援局によって運営されている機関を除き、障害のある子どもに特別支援教育または関連サービスを提供する、または提供しようとする任意の省庁、部門、部局、事務所、機関、役員会、委員会、審議会、公共機関、またはその他の州または地方の機関。ただし、改訂法典第3323章、または州教育委員会が採択した規則により、他の学区、他の教育機関、または他の機関、部署、団体がIDEAのパートBの遵守を確保する責任があると指定されている場合はこの限りではありません。



## 2. 介入 vs. 評価依頼

- **介入**：教育機関には、すべての生徒が学習できるように指導を行うことが義務付けられています。困難を抱える生徒を助けるために指導を調整する戦略は介入と呼ばれ、すべての生徒が対象となります(特別支援教育だけではない)。
- **評価依頼**：特別支援教育のための初回評価の依頼は、介入とは異なります。介入は、初回評価前または評価中に実施されなければなりません。教育機関は、評価を遅らせるために介入を行ってはなりません。介入が実施されていない場合は、評価と同時に実施しなければなりません。

[ロードマップに戻る](#)

# 評価 ロードマップ



## 3. 評価依頼

- お子さまに障害があると思われる場合、特別支援教育の評価を依頼することができます。これは書面である必要はありませんが、ご自身の記録のために依頼日を記録しておくといでしょう。
- 就学前児童の場合、保護者の方が教育機関の特別支援教育スタッフに連絡すると、就学前特別支援教育サービスを受ける資格があるかどうか、どのようなプログラムが個々のニーズに最も適しているかを判断するための初回評価依頼を始めることができます。
- 教育機関は、要請を受理した日から30暦日以内に、保護者の要請に応じることができます。教育機関は、障害の疑いがないことを事前に書面で通知 ([PR-01](#) と呼ばれる) するか、評価を実施するための同意を得なければなりません。教育機関は、[特別支援教育における保護者の権利ガイド \(A Guide to Parent Rights in Special Education\)](#) と呼ばれる特別支援教育手続き上の保護措置に関する通知のコピーをお渡しします。
- 教育機関は、介入を行うために評価を遅らせることは許されません。教育機関が初回評価前に介入を行っていない場合、教育機関は初回評価と同時に介入を行わなければなりません。
- 教育機関が障害がないことを疑わない場合、お子さまは一般教育を受けることになります。教育機関の決定に不服がある場合は、ODEWを通じて、[紛争解決オプション](#)を選ぶことができます。



## 4. 評価の同意

- 教育機関は、障害の疑いがある場合、保護者の同意を得ます (同意書は [PR-05: 評価に関する保護者の同意 \(PR-05: Parent Consent for Evaluation\)](#) と呼ばれます)。保護者の同意を得た日から、教育機関は60暦日以内に初回評価を完了します。
- 保護者であるあなたを含む有資格者で構成されるチームが、疑わしい障害のカテゴリーと評価すべき分野について話し合います。これはすべて、評価チーム報告書 (Evaluation Team Report (ETR)) プランニングフォームに記録されなければなりません。ETRプランニングフォームには、[就学前](#)と[就学年齢](#)とで異なるバージョンがあります。
- このミーティングは、査定が実施される前に行われなければなりません。保護者であるあなたは、このチームの積極的なメンバーとして、実施される評価を決定する手助けをしてください。
- 教育機関は、行う予定の具体的な評価を述べる必要はなく、評価する予定の分野のみを述べます。就学前児童の場合、発達の各領域を評価しなければなりません。
- 就学前児童の場合、3~5歳の幼児が就学前プログラムに参加したことがない場合、またはIDEAのパートC (早期介入) からパートB (特別支援教育) に移行していない場合は、教育機関が介入を行う機会がなかった可能性が高いため、注意が必要です。未就学児の場合、IDEAのパートCおよび/またはパートBのサービスを以前に受けていた場合、または特定の学習障害の疑いのある障害カテゴリーで評価されている場合にのみ、介入が必要となります。紹介される前に介入が行われていなかった場合、教育機関は、次の発達領域の1つ以上に著しい遅れがあり、そのために特別支援教育および関連サービスが必要な就学前の子どもに対して、懸念を解決するために完全かつ個別の評価を実施する同じ60日間の期間中に、適切な介入を実施することができます: 適応行動、認知、コミュニケーション、聴覚、視覚、感覚・運動機能、社会・感情機能および/または行動機能。教育機関は、特別支援教育サービスの適格性を判断するためのお子さまの評価を不必要に遅らせるために、これらの介入策を用いることはできません。

ロードマップに戻る

# 評価 ロードマップ



## 5. 評価手順

- 初回評価を実施する際、教育機関は、保護者から提供された情報を含め、関連する機能、発達、学業に関する情報を収集するために、さまざまな評価ツールや方策を用いる必要があります。教育機関は、単一の情報源を使用することはできず、身体的または発達の要因に加えて、認知的および行動的要因を評価するための技術的に信頼できる手段を使用しなければなりません。
- 査定やその他の評価資料は、お子さまの母国語または他のコミュニケーション様式に基づく人種的または文化的な差別がないように選択され、最も正確な結果を出す可能性が高いやり方で実施されなければなりません。
- お子さまは、適切であれば、健康状態、視力、聴力、社会的・情緒的状态、一般知能、学業成績、コミュニケーション状態、運動能力など、障害が疑われるすべての分野の評価を受ける必要があります。
- 就学前教育の場合、各発達段階は5つの評価方法／データソースのうち少なくとも1つを用いて評価されなければならず、また各評価方法／データソースは少なくとも1回は使用されなければなりません。初回の評価は、お子さまが分類された障害カテゴリーに一般的に関連しているかどうかにかかわらず、お子さまの特別支援教育および関連サービスのニーズをすべて明らかにするために、十分に包括的でなければならないことを覚えておいてください。



## 6. 初期評価チーム報告書完成

- 保護者として、保護者招待状 ([PR-02](#)) を受け取り、評価データと発生した各評価のサマリーを確認します。PR-02には、地区が会議に誰を出席させるかを明記しなければなりません。保護者として、誰でも同伴することができます。
- 専門家チームと保護者が一緒に評価結果を検討し、お子さまが障害のあるお子さまであるかどうかを判断します。適格性の決定とともに、評価のデータと要約は、評価チーム報告書 ([PR-06](#)) に記載されます。

ロードマップに戻る

# 評価 ロードマップ



## 7. 適格性の決定

- 保護者であるあなたを含むチームが、あなたのお子さまに特別支援教育サービスを受ける資格があると判断した場合、その資格カテゴリーが決定されます。チームがお子さまを適格と判断しなかった場合、お子さまは一般教育カリキュラムのみを継続することになります。保護者を含むチームメンバーは、チームの決定に対して不服がある場合、不服の申し立てを提出することができます。お子さまが適格でないと判断された場合、独立教育評価 (Independent Educational Evaluation (IEE)) を請求することができます。IEEは、保護者が教育機関に雇用されていない外部の専門家に、私的な教育評価を実施してもらう機会です。
- 就学前児童の場合、就学前児童の資格が認められず、また現在就学前児童プログラムに在籍していない場合、教育機関は、任意で利用できる地域および/または学区が運営する就学前児童プログラムのリストを提供することができます。



## 8. 最初のIEP策定

- 保護者であるあなたを含むチームが、お子さまが特別支援教育を受ける資格があると判断した場合、地区は30日以内に最初の個別教育プログラム ([PR-07](#)と呼ばれるIEP フォーム) を作成しなければなりません。
- IEP には、お子さまの評価チーム報告書 ([PR-06](#)と呼ばれるETR フォーム) で特定された個別のニーズを満たすために特別に設計された指導が含まれていなければなりません。また、測定可能な目標と目的、および進歩の測定方法が記載されていなければなりません。
- IEP チームは、保護者であるあなた、お子さまの普通教育の教師 (いる場合)、少なくとも1人の特別支援教育の教師、地区の代表者、評価結果を解釈できる者、およびあなたまたは教育機関が子どもに関する知識や関心があると考える者で構成されます。
- 就学前教育の場合、IEPチームのメンバーには、保護者、普通教育の教師、特別支援教育の教師/プロバイダー、地区の代表者が必要です。
- 最初のIEPについては、保護者としてサービスに同意する必要があります。同意がない場合、お子さまはIEPサービスを受けられません。
- 保護者の同意が必要なのは、最初のIEP (または教育配置の変更) だけですが、教育機関はすべてのIEP会議に保護者を招待し、参加してもらう必要があります。保護者には、お子さまのIEPに対する同意をいつでも取り消す権利があります。

ロードマップに戻る

# 評価 ロードマップ



## 9. 初期IEPの実施

- 教育機関は、お子さまのIEPに含まれるサービスを提供する必要があります。
- 各教育機関は、障害のあるすべての子どもに対し、最も制限の少ない環境 (LRE) において、無償で適切な公教育 (FAPE) が提供されるようにしなければなりません。就学前教育については、教育機関が独自の公立一般幼児教育プログラムを運営しているか、他の教育機関と契約しているかにかかわらず、この限りではありません。
- お子さまの教育機関は、保護者と教育機関が再評価の必要がないと合意しない限り、少なくとも3年ごとに再評価を実施します。教育機関は少なくとも年1回はIEPを見直します。

[ロードマップに戻る](#)